

# 事件検討会（遺骨の取得権者）

平成30年4月26日

脇

## 第1 事案の概要



## 第2 遺骨の取得についての考え方

### 1 遺骨は所有権の客体になるか

#### (1) 所有権の客体になるとする考え方

「家族の遺骨は遺産相続人の所有に帰し，その遺産相続人が管理する権利を有する」

（大判大正10年7月25日，大判昭和2年5月27日）

#### (2) 所有権の客体にならない（管理権が認められるにすぎない）とする考え方

「遺骨は埋葬供養のために存在し，これらの行事を主宰する者がその目的のために管理すべき特別の存在であって，所有権の客体とはならない」

（東京地裁八王子支部昭和48年9月27日判決）

#### (3) 結論

遺骨を受け取って埋葬供養をしようとしている場合，所有権の客体となるかは問題にならない。

### 2 遺骨は，いかなる原因で誰に帰属するか

#### (1) 相続人承継説

遺骨は相続財産に含まれ，相続によって相続人に承継されるとする考え方。

（大判大正10年7月25日，大判昭和2年5月27日）

#### (2) 喪主帰属説

慣習法に基づいて定まる喪主に，原始的に帰属するとする考え方。

（東京地判昭和62年4月22日）

#### (3) 祭祀承継者帰属説

祭祀財産に準じて，祭祀主催者が承継するとする考え方（民法897条準用）。

（大阪家審昭和52年8月29日，東京高判昭和62年10月8日，最判平成元年7月18日，高知地判平成8年10月23日）

### 3 遺言があった場合の検討

#### (1) 遺言がある場合そのものについての判例は見つからず。

(2) 類似の判例

「遺骨は、祭具と近似するものであるから、民法897条の準用により承継されるところのが相当である。・・・敏博は、生前において、自己の遺骨の管理について、原告（内縁の妻）に委ねているのであるから、敏博の遺骨は原告において承継すべきものである。」（高知地判平成8年10月23日）

第3 本件の検討



以上